

事前調整書

※「1 建築物の概要」の太枠内を記入し、案内図・配置図(各1部)を添えて建築指導課にお持ちください。

1 建築物の概要（□は黒塗り又はレ印を付けてください。）

建築主	氏名		電話番号	
	住所			
設計者	氏名		電話番号	
	住所			
建築(築造)場所	武蔵野市	(町)	丁目	(地番)番
			(住居表示)番	号
主要用途	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅		<input type="checkbox"/> 長屋(戸※)	
	<input type="checkbox"/> 共同住宅(戸※)		※15戸以上の場合⇒まちづくり条例対象	
	<input type="checkbox"/> 店舗(□物販 □飲食 □その他)		※店舗含む集客施設で500㎡以上の場合⇒まちづくり条例対象	
	<input type="checkbox"/> 自動車駐車場(設置台数台)		※青空駐車場を含む。500㎡以上の場合⇒まちづくり条例対象	
敷地面積	※3,000㎡以上(新築) ⇒まちづくり条例対象	高さ	m	建築(築造)面積
				延べ面積
階数	地上	階 / 地下	階	工事完了予定日
				年 月 日

2 事前調整（案内図、配置図等を添えて次の担当課窓口にお持ちください。）

適用欄	担当課	規程又は場合	事前調整の内容	調整済
○	まちづくり推進課 (東棟4階)	【区画道路関係】 <input type="checkbox"/> まちづくり推進課 <input type="checkbox"/> 道路課	建築物の敷地が市の区画道路に接する場合	
		【景観関係】 武蔵野市景観ガイドライン	全て	
○	建築指導課 (東棟4階)	【建設リサイクル法の届出関係】 建築物の新築・増築する部分が500㎡以上 建築物に係る資源の再資源化等に関する法律		
		【狭あい道路拡幅整備関係①】 <input type="checkbox"/> 審査係	建築基準法上の道路に関する事前相談 [2項] [1項5号] [その他]	
○	道路課 (南棟4階)	【狭あい道路拡幅整備関係②】 武蔵野市狭あい道路拡幅整備要綱 <input type="checkbox"/> 維持管理係	道路拡幅整備協議申請書の受付 整備に関する相談	
		【道路の区域及び境界関係】 <input type="checkbox"/> 台帳係		
○	地域交通課 (南棟4階)	【自転車駐車場の整備関係】	建築物の敷地が市が管理する道路に接する場合	
		武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例	【指定区域内】 [物販店舗] :400㎡超500㎡未満 [遊技場] :300㎡超500㎡未満 [学習塾等、教授目的施設] :300㎡超 [官公署等] :900㎡超	
○	生涯学習スポーツ課 (南棟5階)	【埋蔵文化財関係】 文化財保護法	建築物の敷地が埋蔵文化財包蔵地内である場合	

適用欄	担当課	規程又は場合	事前調整の内容	調整済
	安全対策課 (西棟5階)	【安全なまちづくり関係】 (1) 武蔵野市生活安全条例 (2) 旅館業者等の責務等に関する条例	・宿泊施設 ・物販店舗 ・遊技場 ・観覧施設 ・不特定多数利用施設 上記集客施設:500㎡未満	
○	下水道課 (西棟2階)	【雨水利活用関係】 武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例 【公共ます・取付管及び排水設備関係】 (1) 武蔵野市下水道条例 (2) 武蔵野市下水道条例施行規則	新築 [全て] 増築・改築・移転 [10㎡超] 全て	
○	緑のまち推進課 (西棟2階)	【敷地内緑化関係】 (1) 武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例 (2) 武蔵野市緑化に関する指導要綱	敷地面積 [200㎡未満] [200㎡以上 3,000㎡未満]	
○	環境政策課 (西棟2階)	【環境配慮関係】 (1) 武蔵野市環境基本条例 (2) 武蔵野市建築物環境配慮指針 【公害防止関係】 武蔵野市公害防止に関する条例 【工場等の認可関係】 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 【屋外広告物の許可関係】 東京都屋外広告物条例	全て 公害が発生する可能性のある場合 工場等設置に際して 一定規模以上の工作物設置に際して	
	地域支援課 (南棟1階)	【福祉のまちづくり関係】 東京都福祉のまちづくり条例	[学校等、医療等、物販店、官公署、福祉施設、文化施設、飲食店、サービス店舗等 :全て] [集会施設:1の集会室200㎡超⇒全て、集会室合計200㎡以下⇒1,000㎡以上、公民館等⇒200㎡以上]	
	ごみ総合対策課 (クリーンセンター管理棟1階)	【ごみ集積所関係】 武蔵野市ごみ集積所の設置、ごみ収集に係る運用等に関する基準	集合住宅(4戸以上の共同住宅・長屋)又は集客施設を建築する場合	

【参考】 武蔵野市まちづくり条例の開発事業又は特定事業となる行為 (詳細は、まちづくり推進課で確認してください。)

《一般開発事業(大規模開発事業を除く。))》

- (1) 開発行為
- (2) 面積500㎡以上である土地の区域における自動車駐車場の建築又は設置
- (3) 中高層建築物の建築
- (4) 特定集合住宅等の建築
- (5) 集客施設(500㎡以上)の建築
- (6) 面積300㎡以上である土地の区域における墓地の設置
- (7) 集客施設(500㎡以上)となる既存建築物の用途変更
- (8) (2)の自動車駐車場となる増築若しくは増設又は増築部分が次の建築物となる増築
 ア 中高層建築物
 イ 特定集合住宅等
 ウ 集客施設(500㎡以上)

《特定事業》

建築基準法施行令第138条第1項各号、第2項各号又は第3項各号の工作物のうちの一部

《大規模開発事業》

- (1) 面積3,000㎡以上である土地の区域における開発行為、建築、自動車駐車場の設置又は墓地の設置
- (2) 延べ面積3,000㎡超かつ高さ15m超の建築物の建築
- (3) 集客施設(1,000㎡以上)の建築
- (4) 変更部分が(3)の建築物となる既存建築物の用途変更
- (5) 増築部分が(2)又は(3)の建築物となる増築
- (6) 増築又は増設部分が(1)となる自動車駐車場の増築又は増設

《武蔵野市まちづくり条例における用語》

- (1) 「建築」とは、新築又は改築をいい、増築又は移転を含みません。
- (2) 「開発行為」とは、都市計画法第29条第1項の許可が必要なものをいいます。
- (3) 「特定集合住宅等」とは、人の居住の用に供する独立部分を15戸(15室)以上有する共同住宅若しくは長屋又は老人ホーム等若しくは寄宿舎をいいます。
- (4) 「集客施設」とは、武蔵野市まちづくり条例施行規則別表第1に掲げる飲食店、小売店舗、銀行の店舗、映画館、ボーリング場、ぱちんこ屋、ホテルその他の不特定かつ多数の者が利用する用途に供する建築物をいいます。